

■利用調整の方法

- 1 保育所等ごとの利用を希望する児童の数が当該施設を利用可能な児童数を超える場合は、当該施設を利用する児童の利用調整を行うものとする。
ただし、保育所等に入所中の児童(継続児童)に関しては、利用調整の対象としない。
- 2 利用調整は、保護者の状況等に応じ、基本点数表及び調整点数表により算出した点数の合算(以下「利用調整点数」という。)の高い児童から優先的に利用させるものとする。
- 3 前項の利用調整点数が同点の場合は、同一点数時の優先順位表で定める事項により優先順位を決定するものとする。
ただし、決定することができなかった場合は、基本点数表により算出した点数の高い児童から優先的に利用させるものとする。

【基本点数表】

番号	保育必要事由		内容		基本点数
1	就労	被雇用者及び自営業等の従事者	就労時間	勤務日数・時間の目安	
			月160時間以上	月20日以上 1日8時間以上の労働を常態	20
			月140時間以上	月20日以上 1日7時間以上の労働を常態	19
			月120時間以上	月20日以上 1日6時間以上の労働を常態	18
			月100時間以上	月20日以上 1日5時間以上の労働を常態	16
			月 80時間以上	月16日以上 1日5時間以上の労働を常態	14
			月 64時間以上	月16日以上 1日4時間以上の労働を常態	12
			月 48時間以上	上記に該当しないが、月48時間以上働いている	10
		内職(家内労働者) ※家内労働法に定めるもの ※リモートワーク等の在宅勤務者は含めない	月140時間以上	月20日以上 1日7時間以上の労働を常態	15
			月120時間以上	月20日以上 1日6時間以上の労働を常態	14
			月100時間以上	月20日以上 1日5時間以上の労働を常態	12
			月 80時間以上	月16日以上 1日5時間以上の労働を常態	10
			月 64時間以上	月16日以上 1日4時間以上の労働を常態	8
			上記に該当しないが、月48時間以上働いている		6
2	妊娠・出産		母が出産(予定)日の前後3か月の期間である		20
3	保護者の 疾病・障害	疾病	入院又は入院に相当する自宅療養で常に病臥している場合		20
			通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合		16
			疾病などにより、保育に支障がある場合		10
		障害	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、又は療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合		20
			身体障害者手帳3・4級又は療育手帳B1の交付を受けていて、保育が著しく困難な場合		16
			身体障害者手帳5・6級、精神障害者保健福祉手帳3級、又は療育手帳B2の交付を受けていて、保育が困難な場合		12
4	親族の介護・ 看護	保護者と同居している親族 又は一人暮らしの親族の 介護・看護	要介護認定3～5程度、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、又は療育手帳Aである者を常時介護している		20
			要介護認定1～2程度、身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳3級、又は療育手帳Bである者を常時介護している		16
			入院・通院・通所等の付き添い	月100時間以上の付き添いが必要	14
				月 64時間以上の付き添いが必要	10
			上記に該当しないが月48時間以上病人や障害者の介護・看護が必要		6
		上記以外の親族の 看護・介護	入院・通院・通所等の付き添い	月100時間以上の付き添いが必要	10
				月 64時間以上の付き添いが必要	6
			上記に該当しないが月48時間以上病人や障害者の介護・看護が必要		4
5	災害・復旧		災害等により自宅等の復旧にあたっている		20
6	求職活動		求職中又は起業準備中である事を証明する資料の添付がある場合		6
			求職中又は起業準備中である事を証明する資料の添付がない場合		2
7	就学	職業訓練校、専門学校、大学等	月120時間以上就学している		16
			月 48時間以上就学している		12
8	虐待やDV		虐待、DVにより、特に保育が必要と認める状態にある場合		20
9	その他		その他、保育が必要な事由に類するものとして市長が認める場合		※1

(注)

- 1 父母それぞれの点数を合算し、世帯の点数とする。
- 2 父又は母の状況が複数の保育必要事由に該当する場合は、市が状況の聞き取りを行い、申立て内容を適当と認めた場合に限り、基本点の合算を可能とする。ただし、合算合計は20点を限度とする。
- 3 労働時間に通勤時間は含まない。
- 4 保育必要事由「その他」の点数「※1」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。

【調整点数表】

	番号	内容	調整点数	
加算 点数	1	両親共にいない家庭(父母の死亡、離別、行方不明、別居等で両親のいない家庭)	+30	
	2	ひとり親家庭(求職中)	+26	
	3	ひとり親家庭(求職中を除く)	+22	
	4	生活保護世帯	+6	
	5	父母共に求職中の場合(ひとり親家庭含む)	+24	
	6	育児休業を終了し職場復帰する場合	+4	
	7	保護者が市内の特定教育・保育施設で、保育士等(看護師を含む)として勤務をする場合	+26	
	8	保護者が市外の特定教育・保育施設で、保育士等(看護師を含む)として勤務をする場合	+18	
	9	保護者が市内の特定教育・保育施設で、保育士等以外として勤務をする場合	+18	
	10	保護者が市内の放課後児童健全育成事業施設で勤務をする場合	+20	
	11	保護者が市外の放課後児童健全育成事業施設で勤務をする場合	+12	
	12	保護者が身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級又は療育手帳Aの交付を受けている場合	+6	
	13	保護者が身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2・3級又は療育手帳B1の交付を受けている場合	+4	
	14	入所申請児童が障害を有する場合	+2	
	15	兄弟姉妹 同時入所 (新規の場合)	同時に2人以上の保育所等の利用を希望する場合	+2
	16		多胎児が同時に保育所等の利用を希望する場合	+6
	17		継続入所の兄弟姉妹がいる場合	+4
	18		継続入所の兄弟姉妹がいる場合であり、かつ同時に2人以上(多胎児を含む)の保育所等の利用を希望する場合	+6
	19	兄弟姉妹が現に異なる保育所等を利用しており、兄弟姉妹が現に利用している一方の保育所等に転園を希望する場合		+12
	20	小規模保育事業(企業主導型保育事業を含む)などの3歳児以上の受入のない施設の卒園児童		+6
	21	虐待やDVのおそれがある場合など、児童擁護の観点から優先的な取扱いが必要な場合		※2
減算 点数	22	利用調整時点における入所児又は卒園児の利用者負担額(保育料)等の滞納	滞納が2か月分ある世帯	-2
	23		滞納が3か月分以上あり、分納履行中である世帯	-4
	24		滞納が3か月分以上あり、直近3か月以内に納付がない世帯	-20
	25	兄弟姉妹がすでに幼稚園部での新規入園が内定(又は継続入園で決定)している場合(ただし、育児休業を終了し職場復帰する場合を除く)		-6
	26	3歳未満児が保育所等の利用を希望する場合で、当該児童以外に保育所等への利用申込のない未就学児がいる世帯		-10
	27	育児休業の延長が許容できる場合		-60
	28	自営業等の従事者で開業から1年以上経過している場合の税情報	申告等をしていない(開業届け提出しない)保護者である 又は申告等がなく控除対象配偶者となっている保護者である	-5

(注)

- 調整点数の内容に複数該当する場合は、該当するすべての点数を合算する。
ただし、番号15から19までは重複して加算しない。
- 加算点数の番号21の点数「※2」については、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。
- 市長が特に必要と認める場合には、別途調整点数を加算・減算することができるものとする。

【同一点数時の優先順位表】

1	利用調整時点において、「保育所等利用待機児童数調査要領」に該当し、待機児童となっている者
2	利用調整時点において、「保育所等利用待機児童数調査要領」に該当しないが、入所保留となっている者
3	点数に減算のない者
4	世帯の基本点数が高い者
5	継続入所の兄弟姉妹がいる者
6	当該保育所等の希望順位が高い者
7	希望する施設の所在地と同じ小学校区内に住所がある者
8	養育されている小学校3年生以下の子ども的人数がより多い世帯に属する者
9	申込時の保育料算定に係る市区町村民税所得割を比較し、所得割額の合計がより少ない世帯に属する者

(注)

- 市外在住新規児童(転入予定者を除く。)の受入れ調整については、市内在住新規児童の利用調整後で定員に空きがある場合に実施する。
- 保育所等受入数を申込数が上回る場合、10月受付分を優先して選考するものとする。ただし、市外受付(転入予定の児童のみ)の場合は、10月受付分と同時に選考する場合がある。